**様式第５（確認書（知的財産権））**

確　認　書（ 知 的 財 産 権 ）

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

○○○○（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文部科学省○○○○局長○○○○（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

　１．乙は、○○○○委託研究（以下「当該委託」という。）に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

　２．乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

 ３．乙は、当該知的財産権を相当期間（※明確な期間を指定する場合には、○年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

　４．乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

　５．乙は、甲が上記３に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

　６．乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

　　　イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をい　　　　　　　う。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする　　　　　場合

　　　ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関　　　　　　　する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の　　　　　　　変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に移　　　　　転又は専用実施権等の設定をする場合

　　　ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

**様式第６（産業財産権出願通知書）**

産業財産権出願通知書

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、委託契約書第○条第○項の規定により通知します。

記

　　　　　１．出願に係る産業所有権の種類

 　　　２．発明等の名称

　　　　　３．出願国

　　　　　４．出願日

 　　　 ５．出願番号

 　　　６．出願人

 　　　７．代理人

 　　　８．優先権主張

　　　　　添付書類　　（１）特許等出願等明細書（写）１部

　　　　　　　　　　　（２）受理書（写）１部

**様式第７（産業財産権通知書）**

産業財産権通知書

　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権の登録等の状況について委託契約書第○条第○項の規定により下記のとおり通知します。

記

　　　　　１．出願に係る産業所有権の種類

 　　　２．発明等の名称

　　　　　３．出願日

 　　　４．出願番号

 　　　５．出願人

 　　　６．代理人

 　　　７．登録日

 　　　８．登録番号

　　　　　添付書類　　特許証等（写）１部

**様式第８（著作物通知書）**

　　　　　　　　　　　　　　著作物通知書

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る著作物について委託契約書第○条第○項の規定により下記のとおり通知します。

記

　　　　　１．著作物の種類

 　　　 ２．著作物の題号

 　　　 ３．著作者の氏名（名称）

 　　　 ４．著作物の内容

**様式第９（産業財産権実施届出書）**

産業財産権実施届出書

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、契約書第○条第○項の規定に基づき届け出ます。

記

 　１．実施した知的財産権

|  |  |
| --- | --- |
| 産業財産権の種類（※１）及び番号（※２） | 産　業　財　産　権　の　名　称（※３） |
|  |  |

 　 ２．実施（第三者は実施許諾した場合）

　　　　　自　己　・　第三者（※４）

（記載要領）

※１．種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、

　　該当するものを記載する。

※２．番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の

登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。

※３．該当する（１）～（４）の事項を記入する。

　　　　（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

　　　　（２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導

　　　　　　体集積回路の分類（構造、技術、機能）

　　　　（３）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

　　　　（４）プログラム等にあっては、技術上の成果の名称

※４．自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

**様式第１０（移転承認申請書）**

移転承認申請書

　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）の成果に係る知的財産権について、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

　１．移転しようとする知的財産権

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類（※1）及び番号（※2） | 知的財産権の名称（※3） |
|  |  |

２．移転先

　（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

３．承認を受ける理由（※4）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

　　　（１）移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

　（２）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたら

　　　　されるため

　（３）その他

（記載要領）

（※1）特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（※2）当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付してない場合）を記載する。

（※3）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、

　　　商用権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

（※4）具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

　　 ①理由が（１）の場合

 　　　　国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる場合は、以下に

限定されるものではない。）

　　　 　・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の

実績または具体的な計画

　　　　 ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

　　 ②理由が（２）の場合

　　　　 海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、 以下に限定されるものではない。）

　　　 　・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提 供等の実績または具体的な計画

　　　 　・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

　　　 さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であること を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

　　　　・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

　　　　・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

　　 ③理由が（３）の場合

　　　　 当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

**様式第１１（移転通知書）**

移転通知書

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）の成果に係る知的財産権について、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

　１．移転しようとする知的財産権

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類（※1）及び番号（※2） | 知的財産権の名称（※3） |
|  |  |

２．移転先

　（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

３．承認を受ける理由（以下のいずれかを選択する。）

　（１）契約書第２７条第２項の規定に基づき、国を承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

　（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）

　　　　イ　子会社又は親会社への移転であるため

　　　　ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

　　　　ハ　技術研究組合から組合員への移転であるため

　　　　ニ　合併又は分割による移転であるため

４．誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第○条から第○条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

（記載要領）

（※1）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ又は特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（※2）当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付してない場合）を記載する。

（※3）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、

商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号をし、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

**様式第１２（専用実施権等設定承認申請書）**

専用実施権等設定承認申請書

　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

 　１．専用実施権等（※1）を設定しようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（※2）、番号（※3）及び名称（※4） | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） |  |
|  |  |  |

　　２．専用実施権等の設定を受ける者

　　　（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

 　 ３．承認を受ける理由（※5）

　（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

1. 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下

同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において該知的財産権を利用するため

1. 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用する

ことにより、我が国に利益がもたらされるため

　　（３）その他

（記載要領）

 （※1）特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

　　　著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

　　　特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。

 （※2）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

 （※3）当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

 著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号

（管理番号を付している場合）を記載する。

　　　　ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

 （※4）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

 （※5）具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

 ①理由が（１）の場合

　　　　国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる場合は、以下に

限定されるものではない。）

　　　　　・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提　　　　　　　　　供等の実績または具体的な計画

　　　　　・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績　等

　 ②理由が（２）の場合

　　　　海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に

限定されるものではない。）

　　　　・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの

提供等の実績または具体的な計画

　　　　・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等さらに、当該知

的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を 適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

　　　　・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

　　　　・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

　 ③理由が（３）の場合

　 当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

**様式第１３（確認書（コンテンツ））**

確　認　書（ コ ン テ ン ツ ）

　　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

○○○○（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官文部科学省○○○○局長○○○○（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

　１．乙は、○○○○委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権は遅延なく、当該委託

　　契約書の規定に基づいて、その種類その他情報を甲に報告する。

　２．乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係るコンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

　３．乙は、当該コンテンツを相当期間（※明確な期間を指定する場合には、３年間と書き換える。）活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

　４．乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

 ５．乙は、甲が上記３に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

　６．乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

　　　イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をい　　　　　　　　う。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

　　　ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関　　　　　　　　する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更　　　　　　の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に移転　　　　　　又は専用実施権等の設定をする場合

　　　ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場　　　　　　　　合

**様式第１４（コンテンツ利用届出書）**

コンテンツ利用届出書

　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

文部科学省○○○○局長　○○○○　殿

（受託者）住　　所

名称及び

代表者名

　○年○月○日付け○○年度《委託業務名》（契約書第１条で定めた委託業務の題目を記入すること）に係るコンテンツの利用について、契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

 　 １．利用内容

 　２．利用したコンテンツ

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類及　び　番　号　（※１） | 知　的　財　産　権　の　名　称（※２） |
|  |  |

 　 ３．実施（第三者は実施許諾した場合）　　自　己　・　第三者（※３）

（記載要領）

※１．番号については、管理する諸団体における管理番号、特定情報の管理番号が付与されている　　　　場合は記載する。

※２．該当する名称を記入する。

　※３．自己又は第三者のいずれかを○で囲む。